

平成 2 1 年度 第 9 回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成 2 1 年 8 月 2 6 日 (水) 午後 1 時 3 0 分
場 所 青梅市教育センター会議室

第9回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成21年8月26日（水） 1日間

場 所 教育センター会議室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 議案審議
 - 議案第 9号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
 - 議案第10号 青梅市民会館条例施行規則等の一部を改正する規則について
 - 議案第11号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について
 - 議案第12号 青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定について
- 5 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 平成20年度教育費決算について
- 2 平成21年度教育費補正予算について
- 3 平成20年度青梅市学校給食会会計決算について（学校給食センター）
- 4 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録（学校給食センター）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - ア 第44回青梅マラソン大会出場者募集要項について（体育課）
 - イ 第20回青梅市民スポーツ・レクリエーションフェスティバルについて（体育課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 第43回東京都市町村総合体育大会の結果について（体育課）

出席委員	教育委員会委員長	買手屋 仁
	教育委員会委員	小野 具彦
	教育委員会委員	北島 朋子
	教育委員会委員	畑中 茂雄
出席説明員	教育長（再掲）	畑中 茂雄
	学校教育部長	長澤 通
	社会教育部長	山下 正義
	総務課長	柳内 秀樹
	施設課長	渡辺 慶一郎
	指導室長	宇田 剛
	教育指導担当主幹	新村 紀昭
	給食センター所長	朱通 智
	社会教育課長	藤野 唯基
	郷土博物館管理課長	社会教育部長(兼務)
	美術館管理課長	石田 治郎
	中央図書館管理課長	栗原 秀二
	体育課長	地引 静雄
	国体準備担当主幹	野寄 松夫
書記	総務課庶務係長	永沢 雅文
	総務課庶務係	松井 慎治

日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には委員 4 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。これより、平成 21 年度第 9 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、 委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、4 月 17 日の第 1 回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第 1 回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、平成 21 年度第 2 回定例会の会議録が机上に配付されております。内容をご確認いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思います。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。ないようでございますので、これで委員長報告を終了いたします。

(2) 教育長報告

1 平成 20 年度教育費決算について

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項 1、平成 20 年度教育費決算についての説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 それでは、平成 20 年度教育費決算についてご報告を申し上げたいと存じます。

その前に、事前にお配りいたしました資料の中で、別紙 3、平成 20 年度における主な施策の実施状況というものがございまして、その 3 ページをお開きいただきたいと思います。縦のもので、その 3 ページに社会教育費の關係の事業が書いてございます。その 17 番と 18 番を削除していただきたいと思います。これは長計順に並んでおりまして、この部分、17 番の市民センターにつきましては既に本庁部局の方、18 番につきましては秘書広報部門でやっているものでご

ございます。謹んで訂正させていただきます。

それでは、お配りいたしました資料、報告資料1にもとづきまして、随時ご報告させていただきます。

初めに、報告資料1にございます、1 青梅市一般会計の決算概要について、ご報告申し上げます。

平成20年度の決算は、歳入449億8,492万1,910円で、対前年比で7.7%の減となりました。この主な要因でございますが、法人税の減収がございまして、それを補てんするための特例交付金などを内容とする地方特例交付金が増加しておりまして、これが124.1%の増加の要因となっております。

また、国庫支出金につきましては2.5%増加、都支出金は2.8%増加、市債は35.4%の増加となっております。しかしながら、景気の悪化に伴いまして、市税の収入が12.3%減収となったことや、地方交付税が66.7%と大幅な減収となったことなどにより、減となったものでございます。

一方、歳出におきましては、437億4,950万6,213円でございますが、対前年度比では6.8%の減となりました。この主な要因でございますが、性質別歳出では物件費が1.8%、扶助費が3.2%、補助費等が1.3%など、増額が見られますものの、建設経費でございますが投資的経費が34.4%減になったことや、19年度にはございました永山丘陵に係る特別土地保有税21億円の収入、これを財政調整基金に積み立てておりますが、20年度はないというようなことから、積立金が68.9%減になったことなど、このことが要因となっております。

また、款別歳出では、公債費、諸支出金などの増加は見られるものの、総務費が16.5%、衛生費が5.6%、教育費が27.0%と大幅な減を示しております。

以上の結果、歳入から歳出を差し引きました形式収支が7億3,541万6,000円となり、この形式収支から翌年度へ繰り越す繰越額を差し引いたものを実施収支と申しますが、この実質収支は6億9,136万6,000円となったわけでございます。また、20年度の実質収支から19年度の実質収支を差し引いた単年度収支、これは1億2,290万6,000円のマイナスとなり、さらにこの単年度収支から財政調整基金の積立額や取崩額などの、いわゆる経常でない黒字・赤字要因を除いたもの、これを実質単年度収支と申しますが、この実質単年度収支も8億1,563万8,000円のマイナスとなっております。これを端的に、一家の家計で申しますと、不景気でお給料が減ってしまった。その部分を銀行からの借り入れや貯金の取り崩しで凌ぐという傾向がより強くなった決算であるということが出来ます。

次に、2の教育費の決算について、初めに学校教育関係につきまして私からご報告させていただきます。

別紙1の事業概要についてをご覧いただきたいと存じます。

平成20年度におきましては、教育委員会では、記載してございますとおり、五つの基本方針に沿って施策の展開を図ってまいりました。学校教育部では「人権尊重の精神」と「社会貢

献の精神」の育成を基本方針といたしまして、人権教育推進委員会や学校教育相談推進協議会などを活用しながら、人権教育の推進、いじめ問題、不登校児童・生徒に対する対策などに組織的に取り組んでまいったところでございます。

次に、の「豊かな個性」と「創造力」の伸長を基本方針といたしまして、小・中学生の主張大会や伝統文化奨励表彰などを通して、児童・生徒の発表する力の向上、伝統文化を継承することの大切さや郷土愛の育成を図るための事業を展開したところでございます。また、児童・生徒に確かな学力をはぐくむため、学力向上推進モデル校による研究や授業改善推進プランの改善・充実などを図ってまいりました。さらに、小規模校対策といたしまして、小規模特別認定校制度の導入や、特別支援にあっては情緒障害等通級指導学級の新設や学習支援員の拡充、特別支援コーディネーターの活用等を図るなど、さまざまな教育振興策を展開したところでございます。

おめくりいただきまして、最後の「市民の教育参加の促進」とございます。これを基本方針といたしまして、青梅市教育推進プランにもとづく施策を展開する中で、地域と連携した特色ある学校づくり、子どもいきいき学校づくり推進事業やスクールガードリーダーの活用、青色防犯パトロールカーの拡充を初めとする安全・安心な学校づくりを推進したところでございます。さらに教育環境の整備では、小学校2校、中学校2校の校舎等の耐震補強工事を初めとする施設整備を実施いたしました。また、教育委員会がみずから事務事業の点検評価を行い、行政の透明性と市民に対する説明責任にこたえる対応をしたところでございます。

次に、別紙2をご覧いただきたいと思っております。教育費の決算状況についてご報告いたします。

まず、平成20年度教育費歳入決算でございますけれども、教育使用料につきましては、前年度対比6.4%のマイナスとなっております。

学校教育部関係を私の方からご説明しますと、職員駐車場料金徴収を内容とする給食施設・学校施設使用料等がありますけれども、大きな増減はございません。

次に、教育費国庫補助金につきましては、学校教育部関係では、学校整備費補助金として第三小学校、第五小学校、第一中学校、第三中学校、さらには霞台中学校、泉中学校を対象とした耐震補強工事または大規模改修工事の実施による安全・安心な学校づくり交付金が2億2,277万3,000円となっており、前年度対比1億7,412万5,000円の増額となっております。これが国庫補助金の学校教育部関係の大きな増となっているところでございます。

次に、教育費都負担金でございますが、公立小学校水飲栓直結給水モデル事業負担金につきましては、前年度に若草小学校を実施したのに続きまして、20年度には第一小学校を実施したものでございます。

次に、教育費都補助金につきましては、第三小学校、第五小学校、第一中学校、第三中学校の学校施設耐震化に対する支援事業補助金でございます。前年度と比較して2,232万9,000円、全額が増額となっております。

次に、都の教育費委託金につきましては、学校教育部関係では前年度と比較いたしまして

155万円余の増額となっておりますけれども、これは給食センター配置栄養士の育児休暇等の代替職員臨時賃金の増などが主な要因となっておりますのでございます。

裏面をご覧くださいと存じます。学校教育部関係では、ここに学校給食会貸付金元金収入、または雑入の中の一部がございますが、これには大きな増減はございません。ただ教育債、いわゆる市債でございますが、小学校2校、中学校1校等の耐震工事を対象として、合計して前年度より2,700万円増額の1億200万円の借り入れを行ったところでございます。

次に、平成20年度教育費歳出決算をご覧くださいと存じます。歳出につきましては、教育費全体の決算額では、前年度対比マイナス19億8,351万6,733円、率にいたしまして、先ほど申し上げた27%減の53億7,258万7,190円となったところでございます。

学校教育部関係では、教育総務費が学校給食費における退職者不補充により人事管理経費の減を主な要因として、前年度対比3.7%減となっております。

小学校費につきましては、先ほどからご報告申し上げているとおり、耐震工事等の実施に伴い、学校整備費が増加したことなどから、12.2%の増となっておりますのでございます。

また、中学校費につきましても、同様の理由により学校整備費が増加していることに伴いまして、18.2%の増となっておりますのでございます。

以上で、私からのご報告を終わらせていただきまして、次に、社会教育部関係につきましては社会教育部長からご報告いたします。そして、引き続き平成20年度における主な施策の実施状況につきまして、各担当課長からご報告することといたします。

以上でございます。

【社会教育部長】 続きまして、社会教育部に関係いたします教育費の決算につきましてご説明申し上げます。

別紙1の教育委員会事業概要をご覧くださいまして、説明させていただきます。基本方針、とが社会教育の関係でございます。

まず、生涯学習の推進と社会教育の充実であります。平成20年度におきましても、生涯学習の推進事業といたしまして、生涯学習まちづくり出前講座、生涯学習フェスティバル、釜の淵新緑祭2008等を開催したほか、教育委員会のホームページ上へさまざまな生涯学習の情報を提供いたしました。また、19年度に引き続き、地域社会において放課後子どもたちの安全で安心な活動拠点づくりの推進を図る目的で、放課後子ども教室推進事業を霞台小学校をモデル校に、週1回の開催のほか、夏季長期休業期間も実施をいたしました。また、市民センター改革によりまして、市民センターが市長部局へ移ったため、社会教育課に体制を集中し、各分野において生涯学習事業を実施いたしました。施設面では、郷土博物館と青梅図書館の耐震診断調査および耐震設計委託をそれぞれ行ったほか、市民会館の舞台調光システム等の改修を行っております。

次に、基本方針、文化・スポーツ・レクリエーションの振興であります。郷土博物館では旧宮崎家住宅の屋根の葺き替え整備を2カ年継続事業の1年目として実施したほか、貴重な文化財を後世に伝えるため、文化財保存事業費補助金を交付いたしました。美術館では「多摩秀作美

術展」を隔年開催にし、内容も一新して公募展「ビエンナーレOME2009」を開催いたしました。大賞には、大賞受賞史上最年少の22歳の大学生が受賞いたしました。

中央図書館では、前年度3月に河辺駅北口に新中央図書館をオープンいたしまして、新たなサービスの展開を図るとともに、第二次青梅市子ども読書活動推進計画を策定し、21年度から5カ年の読書活動について、より一層の推進を図ることいたしました。

次にスポーツ関係であります。市民センター改革を受けて、各地区で開催していた各種スポーツ教室を開催いたしました。また、第43回青梅マラソン大会は、天候に恵まれ、約2万人のランナーと多くのボランティアの協力や市民の応援により、盛大に行われました。平成25年に開催が内定しております第68回国民体育大会の実施に向け、組織改正により国体準備担当を設置いたしました。

続きまして決算の状況でございますが、別紙2にもとづきまして、歳入から主なものについてご説明申し上げます。

まず、一番上の教育使用料をご覧ください。この中の右端の説明欄の社会教育使用料の中に、中ほどに観覧料がございます。歳入が120万5,000円余でございますが、前年度と比較いたしまして127万8,000円余の減額となっております。これは、美術館の特別展と公募展を隔年開催としたための影響によるものでございます。

次に、経費目的4段目の教育費都補助金でございますが、19年度に引き続き放課後子ども教室補助金として、国と東京都でそれぞれ対象事業費の3分の1ずつ、合計96万5,000円の補助がございました。

また、経費目的5段目、都の教育委託金でございますが、2016年の東京オリンピック招致活動の一環として、オリンピックムーブメント共同推進事業委託金が385万8,000円余の歳入がございました。オリンピック等をゲストを招き、サッカー教室とトークショーを実施いたしました。

次に歳出でございますが、項4 社会教育費でございます。1番の社会教育総務費でございますが、前年度と比較いたしまして3億7,629万6,000円余の減額となっております。主な要因でございますが、市民センター改革に関連いたしまして、市民センター職員の人事管理経費が教育費から総務費へ移ったことに伴い、減額となったものでございます。

続きまして、3の文化財調査保護費でございますが、前年度と比較いたしまして654万3,000円増額となっております。これは、旧宮崎家住宅整備経費2カ年継続の初年度分が増額の要因となっております。

続きまして、6の図書館費でございますが、前年度と比較いたしまして4億293万9,000円余の減額となっております。これは、新中央図書館開館に伴う工事費及び備品購入費等関係経費が減額となったものでございます。

続きまして、7の市民会館費でございますが、前年度と比較いたしまして3,256万2,000円余の増額となっております。これは、舞台照明設備等改修工事によるものが主な要因でござい

す。

続きまして、8番、9番の市民センター関係の経費につきましては、先ほど説明いたしました
が、市民センター改革に伴いまして、教育費から総務費に予算が変更になったものでござい
ます。

次に、項5 保健体育費でございます。3の体育施設費であります。前年度と比較して13
億4,800万円余の大幅な減額となっております。これは、青梅スタジアム用地取得のための
借入償還金が主な要因となっております。

以上で、総括的な説明を終わらせていただきまして、引き続き主な施策のうち実施状況につ
きましては、担当課長からご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは別紙3、平成20年度における主な施策の実施状況をご覧
ください。私の方からは、学校教育部の1番、特別支援教育学習支援員の配置、2番、小・中
学生の主張大会の実施、そして6番の伝統文化奨励事業の実施についてご報告をさせてい
たします。

まず1番の特別支援教育学習支援員の配置でございますが、こちらにつきましては平成20
年度は特別支援教育担当主幹の方で担当していたものでございます。小・中学校の通常学
級の方に学習支援員を配置いたしまして、個別の支援や指導が必要な児童・生徒に対し
て、生活指導および教科指導の支援をしまいるということでございます。内容につきま
しては、東小学校を除く全小学校に支援員を1名、1日3時間、週3日間、年間を通して
配置いたしました。また、東小を含めて必要性の高い小学校5校につきましては、ほ
かに1名増員ということで、1日3時間で週5日、年間を通して配置をいたしました。
そして、東小につきましては、指導室の別予算で週2日、1日3時間で配置をいた
しました。これによって、全小学校に5日間、最低1名の支援員が配置されるとい
ったような形で支援をまいりました。

成果と課題でございますが、学習支援員を配置することによりまして、児童・生徒の
心のケアでありますとか、学習活動の個別指導の充実を図ることができました。課題
といたしましては、各学校において活用レベルに差が生じないようにすることが必要
でございまして、これについては指導主事による学校訪問、指導室訪問等の際に
実態の把握に努め、必要な指導・助言を行ってまいりました。

続きまして、小・中学生の主張大会でございます。これにつきましては、既にご案内
のとおり、市内の小・中学生が自分の考えや思いを発表して、自立心をはぐくむ
貴重な機会ということで、実施させていただいております。ここにありますように、
応募総数が3,297件、そのうち第二次審査まで残った小学生6名、中学生10
名が当日発表いたしました。入場者は256名ということで、平成20年11月1
日、東京都教育の日を実施いたしました。

成果と課題といたしましては、参加者のアンケートの中で94%の方が、主張
内容が大変よかった、あるいはよかったと回答しております。参加者の感想には、
何かの受け売りではなく、みずからの体験から生まれた主張ですばらしかった、
発表態度も大変すばらしかったといったようなものを多くいただいております。
課題といたしましては、参加者が19年度と比較して20名ふえたということ
でございますが、さらにこの主張大会の参加者をふやすために、学校のみに掲

示していた大会周知のポスターを、例えば市民センター等に掲示していただくことで周知を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。

続きまして6番の伝統文化奨励事業の実施でございます。これにつきましては、昨年度からということで、青梅市の伝統文化を継承する活動に取り組む児童・生徒を表彰するというので、ここにございますとおり、平成20年11月1日、同じく小・中学生主張大会の日に表彰を行いました。応募総数が97名、小学校2校から21名、中学校3校から76名、応募がございました。そのうち、当日48名の児童・生徒を表彰いたしました。入場者数につきましては、主張大会と同じく256名ということで、主な活動内容については、お囃子、舞い、祭り囃子、獅子舞等がございました。

成果と課題につきましては、成果としては初年度として97名の推薦がございまして、48名を表彰し、その活動内容を評価することができました。課題といたしましては、地域に偏りが生じたこと、表彰対象となった伝統芸能にやや偏りがあったことがございましたので、今後は幅広い地域からの応募を呼びかけていくということでございます。

以上でございます。

【指導室長】 それでは私の方から、3番、4番、5番、7番について報告させていただきます。

3番の子どもいきいき学校づくり推進事業でございますけれども、平成15年度から始まりました。15年度から18年度までの4年間は、毎年3,000万円の予算をいただいていたわけですが、19年度が1,800万円、そして20年度が1,400万円と減っております。これは各学校とも、備品等についてはかなりそれまでの予算で潤沢にいただいていたわけですので、内容を焦点化しながら予算もだんだん減らしていくということです。特に小学校では読書活動、それから栽培・自然体験活動が多いテーマになっています。中学校では、一番多いのが栽培・自然体験活動、2番目が読書活動、そのような傾向となっています。

次に、移動教室関係でございますけれども、小学校は日光方面が9校、富士方面が3校、八ヶ岳方面が4校です。市として各家庭への小学校の移動教室の補助金は2万2,500円になってございます。中学校は、ここに記載されている志賀高原、菅平等についてはスキー教室でございます。平成20年度は7校が移動教室を行いまして、4校が未実施でございますけれども、7校のうち6校がスキー教室、1校、泉中学校でございますけれども、農業体験をしております。中学校の移動教室に対する補助金につきましては、各家庭に対して2,900円となっております。

5番目の学校情報教育環境の充実でございます。右側の金額の1,639万円に関しましては、平成20年度の9月以降のコンピュータのリース料でございます。このリースというのが、西中学校のほか3校、六中、七中、霞台中すべて更新をしました。また、市内すべての教員用のパーソナルコンピュータも更新したり、また泉中学校、霞台中学校には新たにLAN工事に伴い20台ずつ増設いたしました。そういった関係で、9月以降、コンピュータ環境を充実させるための予算の決算でございました。

最後に7番目の子ども体験塾でございます。昨年度、第3回目になりますけれども、子どもサ

マーコンサートを開催いたしました。入場者数が、いわゆる観客数が628名、出演の児童・生徒が298名、かかわったスタッフ、私ども事務局職員とボランティアの方、学校の教員を入れて98名、全部で1,024名のご参加と、それから児童・生徒の参加、そしてスタッフとしての参加をいただいたところです。小学校11校が、昨年度はこの子どもコンサートに参加してもらいました。

以上です。

【施設課長】 続きまして、1ページおめくりいただきまして、2ページでございます。8番、小・中学校の既存施設整備につきましてご説明させていただきます。

施設の整備につきましては、抜粋して説明させていただきますが、まず一番上でございます第二小学校校舎改築基本設計委託についてでございます。これにつきましては、平成21年度仮設校舎を設置いたしまして、平成24年度末まで行います二小の改築に伴います基本的な設計でございます。設計内容といたしましては、建物の配置、また建物の平面図・立面図の計画等でございます。グラウンドを生かした利用をどのようにしたらよろしいのかとか、防犯上の配慮はいかにするかとか、また将来の学級数の変動に対応したつくりをするにはどうしたらよろしいかといった基本的な設計でございます。なお、20年度に基本設計をいたしまして、今年度21年度につきましては実施設計を行うということになっているところでございます。

続きまして、その下にございます小学校校舎等耐震補強設計委託についてでございます。こちらにつきましては、中ほどにもございます西中学校校舎等耐震補強設計ということで、同じ設計委託でございますが、まず小学校につきましてはお示しのとおり河辺、新町、今井、若草小の4校につきまして設計委託を行いました。河辺小、新町小につきましては、耐震補強工事につきましては、今年度21年度に実施しているところでございます。今井小につきましては22年度実施いたしまして、若草小については、今年度実施されております経済危機対策によりまして前倒しによる耐震補強工事ということがございますので、校舎および屋内運動場の補強工事となっておりますが、今年度補正予算を9月に出しております、補正予算が通りますれば、屋内運動場につきまして今年度行う予定となっているところでございます。

続きまして、その下にございます第三小学校校舎等耐震補強工事、その下の第五小学校校舎耐震補強工事、また中ほどにもございます第一中学校屋内運動場耐震補強工事、第三中学校校舎耐震補強工事についてでございますが、こちらにつきましては平成20年度実施したところでございます。こちらを20年度実施したことによりました耐震化率につきましては、49.6%となっているところでございます。

続きまして、その下にございます第四小学校給水設備改修工事についてでございます。こちらの事業といたしましては、東京都のモデル事業ということで、都から80%の補助が出る事業でございます。学校の水を水道から直接飲めるようにするという事業でございます、「おいしくて安心して冷たい水」というスローガンのもとに、水道から直結して水道水を飲むといった事業でございます。平成20年度は第四小学校で行ったわけでございますが、平成19年度から事業を

行いまして、19年度が若草小学校、20年度が第四小学校、21年度、今年度は第一小学校を実施しているところでございます。

続きまして、一つ飛びまして小学校普通教室照明設備改修工事についてでございます。中ほどちょっと下にございます中学校普通教室照明設備改修工事とあわせて説明させていただきますが、学校施設の照明の老朽化に伴いまして、照明を替えるということでございます。照明の替え方につきましては、平成16年に学校環境衛生管理マニュアルの照度の基準変更がございまして、300ルクスから500ルクス以上にしなさいよといったことに伴いまして、順次行っているところでございます。しかしながら、主な変更内容としては、老朽化して明るさがなくなったというところから変更しているところでございます。20年度につきましてはお示しの小・中学校でございますが、今年度につきましては5校を実施しております。小学校につきましては第四、第七小学校、中学校につきましては西、吹上、第三中学校でございます。

続きまして、その下にございます小学校低学年便所改修工事についてでございます。こちらにつきましては、第三、第六、友田小学校についてでございます。トイレの改修の要望が、PTAの方々からも多いという点も考慮いたしまして、順次行っているところでございます。

最後になりますが、下から3段目、中学校情報通信設備工事についてでございます。お示しのとおり、霞台、泉の両中学校で20年度行いました。これは校内LANの工事でございます。小学校につきましては、全校、校内LAN工事が済んでいるところでございますが、中学校につきましては順次また行っていくというところでございます。

以上でございます。

【社会教育課長】 それでは社会教育部関係につきまして、まず社会教育課に関するものからご説明を申し上げたいと思います。

別紙3の1ページに7、子ども体験塾事業というのがございますが、これにつきましても学校教育課となっておりますが、中に社会教育部の事業もございまして、ご説明をさせていただくということと、3ページの9番から13番まで、それから4ページの23番が社会教育の担当の部門でございます。

それでは、1ページの子ども体験塾事業についてご説明をさせていただきます。社会教育部関係では、基本的にここに記載がございまして全部で7事業の子ども体験塾事業というのがございますが、社会教育関係で実施をしておりますのは3事業です。まず一番最初は「集まれ！青梅っ子」という事業を実施してございます。これにつきましては、今年度は七輪陶芸を実施しておりまして、高校生、大学生を中心とした実行委員会を設置して、七輪陶芸をテーマに実施し、陶芸のほか山歩き、パンづくりを実施してございます。参加人員は21人ということになってございます。それから、高校生の自然体験教室ということで、これにつきましても3年目を迎えますが、室戸の方に高校生を14名連れて行きまして、体験をしていただいているという形になります。もう一点、社会教育課ではないんですが、郷土博物館の事業として、子ども発掘体験塾という事業と一緒に実施しております。あわせて、全部の子ども体験塾事業ということで、参加人

員全体で2,177人と記載してあるとおりでございます。

おめくりいただきまして、3ページ、社会教育部ということで、まず最初に情報通信技術講習事業です。これにつきましては、IT講習会ということで、パソコンの初心者入門講座を10講座、それからエクセルとワードをそれぞれ6講座ということで、計22講座を実施してございます。これにつきましては、受講者数として523人が受講してございます。

それから、生涯学習事業ということで、先ほど部長の方からも説明させていただきましたように、市民センターの方から社会教育課が中心となって生涯学習をするように、集中してやるようにということで、その1年目ということなんですが、一応社会教育課としては効率的な事業実施をすること、それから幼児教育事業等を実施すること、環境や家庭教育事業の実施で現在の社会の問題点をとらえた事業を実施していくことを中心に、47教室、受講者数は5,031人で行っていただきました。20年度に市民センターが市長部局に移って、生涯学習という観点から、子どもの子育ての関心の市民センターを使う事業が非常に多くなってございます。そのところは、以前より成果になっているのかなというふうに考えてございます。

11番目の市民大学でございますが、これにつきましては4教室実施してございます。20年度につきましては、外国の方というか、外国に行ってらっしゃって、ご活躍をされている方を4人お招きいたしまして、「外国から見た日本」というようなテーマで4教室を実施いたしました。受講者数としては248人ということでございます。

12番目の学校開放講座の開催ということで、これにつきましては毎年やっておりますが、中学校区で実施するというので、本年度は10講座、284人、小学校を利用して実施したものが6回、中学校を利用して実施したものが4回というふうになってございます。

13番の放課後子ども教室推進事業であります。モデル事業ということで実施しております。これにつきましては、4月8日から3月18日までの47日間、夏休みを通して実施しておりますが、延べ参加人員は2,700人ということで、登録人数はおおむね140人という形で実施をさせていただきました。

おめくりいただきまして、市民会館の事業でございますが、23番、市民会館施設整備事業でございますが、これにつきましては舞台の調光システムをデジタル化するというので、20年と21年の2カ年で調光システムの改修工事を行うこととしております。20年度につきましてはデジタル化を実施したということでございます。

以上でございます。

【中央図書館管理課長】 それでは、3ページの14、15、16の3事業についてご説明させていただきます。

14の中央図書館事業の実施ということで、対面朗読サービスの実施。20年3月に開館しました中央図書館では、サービスの一環として、視覚障害者の方々に、希望される図書を対面で朗読をして聞いていただくサービスを開催させていただいております。なお、まだこのPR等、広報紙あるいはホームページで周知はしているんですが、なかなか利用者が増加といいますが、

伸びきっていないということでございます。20年度、月平均で3.5人という状況でございます。なお、この6万5,000円につきましては、朗読を提供していただく図書館協力者に対します報償金でございます。

15の子ども読書活動推進事業の実施でございますが、ブックリストの配布ということで、これにつきましては保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校と、それぞれ年代に合いました本を紹介するリストを作成しまして、各施設、学校等に配布してございます。この配布部数につきましては、2万1,600部ということでございます。また、子ども読書活動推進事業の一環としまして、年2回講演会を開催しまして、これの講師報償金、それから先ほどのブックリストの作成等の費用が39万9,000円ということになります。

16の分館図書館施設整備ということで、青梅図書館につきまして工事をさせていただきました。駐車場整備につきましては、西多摩建設事業所の西工区、踏切のすぐ近くにこの事務所があったわけですが、この土地を購入しまして、そこに12台の駐車場を整備させていただきました。また、耐震補強設計、それから高圧引込ケーブル改修、電気設備工事等をそれぞれ実施した金額でございます。

以上でございます。

【社会教育部長】 続きまして、4ページをお開きいただきたいと存じます。19番から21番までの3件につきましては、郷土博物館管理課の事業でございますので、私からご説明させていただきます。

最初に19番、埋蔵文化財保護・各種文化財調査事業であります。市内各180カ所の埋蔵文化財につきまして、各種開発に先駆けた事前の記録保存のための発掘調査を実施いたしました。20年度は長淵四丁目の寺改戸遺跡内55平方メートル以下7件、合計581.8平方メートルの確認調査を行いました。また、その他の調査であります。武蔵御獄神社の神職の家、これはおし(神主)家と呼んでおりますけれども、古文書調査と民俗技術調査の2件を行っております。

次に20番、指定文化財保存修理事業費補助であります。観音寺鐘楼、これは塩船観音のところの鐘楼でございます。これは青梅市の指定史跡でございますが、この屋根修理のほか、都の指定無形民俗文化財の沢井の獅子舞、森下陣屋の歌碑など、合計6件に対しまして事業費の補助を行っております。

続きまして、21番、旧宮崎家住宅整備事業でございますが、昭和54年、成木地区から移築以来30年が経過しております。経年劣化による茅葺き屋根の腐朽等が見られることから、2カ年継続事業として、屋根の葺き替え等工事を計画いたしました。20年度は初年度事業として屋根葺き替え等設計管理委託を財団法人文化財建造物保存技術協会へ、また屋根葺き替え等工事を株式会社田中木工へ委託しまして、茅などの材料の準備と基礎等の補修工事を20年度は行ったところでございます。

以上でございます。

【美術館管理課長】 美術館事業としましては、22番をご覧ください。「ビエンナーレOME

2009」ほか展覧会を5回、講演会を1回、音楽会を1回、一般向けの実技講座を2回、子ども向けの実技講座を2回、ギャラリーガイドを4回というふうな事業を実施いたしました。タイトルに出ています公募展の「ビエンナーレOME2009」ですけれども、内容等名称を変更して実施いたしました。158点の応募がありまして、入選作が41点ということで終わりました。

以上でございます。

【体育課長】 体育課の方の所管としましては、24番から29番までの事業。体育課におきましては青梅マラソン、また市民体育大会、オリンピックムーブメントほかの事業を主な事業として掲載をしてございます。

初めに、24番のジュニアスポーツ教室の開催でございます。小学生を対象に、体育協会に委託して実施したところでございます。週5日制が始まってから現在まで継続して実施しているところでございます。

25番の軽スポーツ普及でございます。キンボール交流大会の実施、なかなかキンボールという名称をご存じない方も大勢おられるかと思いますが、大きなボールを4人で、一つのコートの中でゲームをする種目でございます。これは青梅市の体育指導委員協議会が主幹で実施しているものでございます。現在、小学生から大人まで、いろいろな場所で練習をしておりますが、この普及を図るために、大会だけでなく各地区の体育指導委員が区内にあります小学校、中学校、PTAのほか依頼があった場合やこういうスポーツはいかがですか、というふうな形で学校に声をかけて指導をしている事業でございます。その成果として、最終的にキンボール交流大会を実施したということになっております。

26番の体力保持、増進（歩け歩け運動）事業の実施でございます。大きな目標として20年度取り組んだわけでございますが、地域の方との協働で地域のモデルコースをつくっていかうというふうな事業でございます。この辺のところは、なかなか地域との調整ができず、課題として実際的なウォーキング教室そのものができなかった。ただ、二俣尾地域におきましては、地域の方とあわせてモデルコースをつくり、3キロぐらいのコースですが、整備ができたということです。また、永山公園の外周を回るコースの案内看板、案内表示をさせていただいたところでございます。

27番から29番は、施設の整備でございます。27番の運動広場の整備でございますが、市有地の有効活用を目的としまして、旧市営住宅の跡地である長淵三丁目地内に運動広場の設置をしたほか、谷野運動広場の撤去・新設、ほかの補修工事とあわせて6件を行いました。

また、28番の水泳場の整備でございますが、従前ございました旧の中学校で活用してございました梅郷市民センタープールの解体をし、これにつきましては昨日まで行いましたが、梅郷地域にあります五小プールを活用してやるということで、昨年からは実施をしているところでございます。

最後になりますが、総合体育館の整備として、冷却塔の改修工事を実施したということです。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

大変多岐にわたっておりますので、報告のあった項目ごとにやっていきます。最初に、青梅市全体の歳入歳出決算のご説明がありましたので、いかがでしょうか。

新聞でちらっと見出しだけ見たんですが、青梅市は地方交付税の不交付団体であったのが交付団体になったというようなことですが、この歳入歳出決算とかかわりがあるのでしょうか。

【学校教育部長】 広く申しますれば、そういうふうになるんでございますけれども、これは毎年の需要額等を積算いたしまして、地方交付税関係の書類を出した中で決めていくことでございます。ほんの束の間でございましたが、不交付団体になってまた交付団体と、こういうふうな形でございます。現実的にはどちらがいいのかと申し上げますと、通常どこの市でもほとんどが交付団体でございまして、不交付団体というのはよほどの財源を生む、何らかの手段があるところでなければ、なかなか難しゅうございます。ですから、交付団体になっても、それが一概に悪いということはありませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【委員長】 わかりました。見出しだけ見ましたので、ちょっとそういう感じがただけで。

そのほかにいかがでしょうか。やはり税収の落ち込みが大きいのですかね。よろしいですか。

それでは、次に教育費の決算に入ります。両部長から五つの基本方針に沿いまして、総括的なご説明をいただきました。

これはみんな我々が承知して、教育委員会でも議論があったものばかりでありますので、いかがでしょうか。特にご質問、よろしいですか。

後で戻ってももちろん構いませんけれども、(2)教育費の決算状況、歳入決算・歳出決算の状況、これが数字が並んでいるもので、そして(3)の主な施策の実施状況、これは数字とともに各課長さんから具体的な説明をいただきました。この(2)(3)についていかがでしょうか。それぞれの施策について、金額とそれから成果と課題もお知らせ願ったわけでありまして。

例えば、子どもいきいき学校づくり、恐らく数年前のスタートのときには3,000万以上の予算から出発しまして、20年度はその半分。これは単に半分に減ったというよりは、いろいろ成果があって、その成果の上積みの部分もあるので、単に減ったというとならぬ方は、我々教育委員会もしていないのですが、今後の見通しみたいなもの。正確な数字は結構ですが、今後この事業がどういう方向にいくのか、この辺がもしわかればお話ししたいと思っております。

【指導室長】 今、ご指摘いただいたとおり、やはり何年かにわたる成果が出ております。成果は出ているんですけども、学校によっては三つも四つもテーマを決めながらやってきて、それで予算がかかっている場面がありました。ここにきて、15、16、17の3年後の18年度くらいから、もう少し焦点化していこうじゃありませんかと。各学校で15年度からやってきた中で、うちの学校の特色はこれだという形でだんだん特色化してまいりました。それにあわせて予算も減ってきたわけですね。今後はさらにその傾向を強め、もうかなり備品も整いましたし、それから自分たちが進めてきたことが明らかなので、それをどんどん濃縮したことにしていくという

形で、当然予算の方も少しずつ減らしていきながら、ただ内容的にはもちろん実は上げていくというような、そういったことで考えております。

【委員長】 なるほど。わかりました。

いかがでしょうか。

【委員】 子どもいきいき学校づくりの部分について伺いたいですけれども、平成15年からの継続ということで、校長先生や職員もかわってくると思うんですけれども、そういう意味で焦点化されていったということはいいいことである反面、それが先生方がかわることによってうまく回らなくなってしまうというようなことはないのでしょうか。

【指導室長】 基本的にこの子どもいきいき学校づくりで何を行うかというのは、その地域の環境ですとか、地域の子どもたちに何か特色づけてあげたいなということなので、基本的には校長や教職員がかわっても、ある程度、一環したものはできるという考えでおります。しかしながら、今ご指摘のとおり、例えば大変栽培の活動に顕著な効果、それから取り組みをしていたある学校があるんですけれども、その中心となっていた教員が定年を迎えてしまって、非常に苦労したと。結局は、そのノウハウをうまく伝えられていなかったということなんです。これではまずいという形で、定年された後もノウハウを教えに来ていただいて、またそれを引き継いでいくという形です。ですから、ご指摘のとおり、教員がいなくなったら、中心となっていた人間がいなくなったらすたれてしまうということは、根本的におかしいわけでありまして、この学校ではこういう地域の方がいらっしゃる、こういう自然環境があって、そしてこういうような教育目標があって、じゃあこれはどんどん特色としていこうというので、そうころころ変わるはずはないんですけれども、あとは態勢の問題だと思います。

【委員長】 継続が大変難しい。金額的な問題ではなくて、私はもうちょっと裏を見ると、学校の負担も考えなければいけないような気がするのです。例えば、毎年3,000万円が学校に来たときに、むしろ学校がもう逆に受け身になってしまって、何かやらなくてはならないという負担という面も、現実問題にはあるのではないかと思います。その辺、今いったように、花火で終わってしまうことも現実的にはあり得ると思うのですが、相当学校に活を入れたという成果は、教育委員会としては十分持っているし、自信を持っていい施策をしたと、こう考えています。

今後のことも含めて、少しまたどういう方向に持っていったらいいのかということは真剣に考えていただきたい。我々教育委員会ももちろん考えますので。

【委員】 ある程度方向を見直していくとか、各校が継続していくとなると、やはりそれなりの予算というのが必要になってくるというふうに私は思いましたので、だんだん金額が減っているようではありますけれども、やはりその辺も何年かで終わってしまうという計画ではなくて、ある程度続けていくというような観点で進めていく必要があるのではないかなと思います。

【委員長】 今後の方針で、そういう観点もぜひ必要であるとは思いますが、よろしく願いいたします。

ほかはいかがですか。よろしいですか。

【委員】 特別支援教育学習支援員の配置のことですけれども、1日3時間、週3日を小学校で、あるいは1日3時間、週5日のところもあるというお話でしたけれども、さらにこれを、例えば学級数にあわせて支援員の数をふやしていくということはないのですか。支援員という人たちがどういう資格というか、要件を充たした方かということがちょっとよくわかりませんが、本当に今、各学校でそういう学習の支援や生活指導の支援を必要としている子どもたちがふえているのかと思うんです。ですから、さらにこの部分の予算をふやしていけるような見通しを持ってほしいなというふうに思うんです。

【委員長】 この支援員の予算は、都の予算ですか。

【教育指導担当主幹】 今のお話ですけれども、実はこの特別支援員も、担当主幹の方で持っている予算、市の予算とは別に、指導室の別予算の方で、各小学校に2日間、中学校についても東中を除く中学校10校に1日3時間、週2日ということで配置をしてございます。それによって、週5日間は最低だれかが支援員としてその学校に入っていくということで、今ご指摘のとおり、全学級にそういった人が1人ずつ入れれば一番いいわけですけれども、なかなかそこまでは難しいというところもございまして、学校の中で特に必要な児童・生徒がいるクラスに入って支援をしていく。あるいは、廊下を巡回しながら、各教室の様子を見ながら、特に必要だと思われるところに入っていく。あるいは、教室を飛び出してしまった児童・生徒に対して、別室で落ち着かせたり、指導するというような形で、各学校でその学校の児童・生徒の実態に応じて、この支援員の方を使っていくということがあると思います。

もう一つは、ご指摘のとおり、特別な支援が必要な子がふえているという中で、適正就学という視点に立って、就学指導委員会の充実を図っていき、通級指導であるとか、固定のそういった特別支援学級の方に子どもたちを入れていくというようなことも同時に進めてまいらなければならないなというふうに考えております。

以上でございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 平成21年度教育費補正予算について

【委員長】 続いて報告事項2、平成21年度教育費補正予算について説明願います。

【学校教育部長】 それでは、お手元の報告資料2にもとづきまして、平成21年度9月議会、これから開会されるわけですが、そこに上程されます平成21年度一般会計補正予算（第3号）についてご報告申し上げます。

教育費につきましては、補正前の額68億1,772万4,000円に、1億7,259万円を追加いたしまして、69億9,031万4,000円に増額しようとするものでございます。

補正の内容でございますけれども、学校教育指導経費につきましては、学校と地域との健全育成連携事業におけるサポートチーム、これにかかる講師報酬金および事務用消耗品、並びに小学校1校、中学校1校を対象とするスポーツ教育推進校事業にかかる消耗品費、これら合計140

万円を追加しようとするものでございます。

次の段の特別支援学級（情緒障害）経費（小学校費）とございますけれども、これにつきましては平成22年4月に開設する予定でございます第二小学校特別支援学級の準備経費といたしまして、消耗品費、電話回線設置等にかかる費用、それから指導管理用の備品購入費、こういうふうなものを合計いたしまして130万4,000円を追加しようとするものでございます。

次に、小学校施設整備経費につきましては、若草小学校で耐震補強工事を追加して行うわけですが、そのほか、校舎等の耐震化を行う学校への支援業務、これを行う支援員と申しますか、そういうものを雇うような委託料および地域活性化・公共投資臨時交付金対象事業となります小学校9校の空調機改修工事費、これらを合計いたしまして5,721万6,000円を追加しようとするものでございます。

次に、第二小学校校舎改築事業経費につきましては、この工事を行う前の段階といたしまして、周辺の環境調査をすることが義務づけられておりまして、この委託料。それから改築工事の準備にかかる南校舎改築工事等、種々の工事費、これらを合計いたしまして1,691万1,000円を追加しようとするものでございます。

次に、若草小学校屋内運動場耐震補強事業経費につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金対象事業として、新たに体育館の工事を実施するための費用、5,714万5,000円を追加しようとするものでございます。

次に、各種行事実施等経費（中学校費）につきましては、毎年青梅信用金庫から指定寄附金をちょうだいいたしておりまして、それを原資といたしまして、今年度は総合球技大会の男子バスケットボールにかかる優勝旗に充てさせていただくための50万円を追加しようとするものでございます。

次に、中学校施設整備経費につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金対象事業として、新たに中学校4校の空調機改修工事費、これら合計2,953万1,000円を追加しようとするものでございます。

次に、社会教育の方を続けて私の方から説明させていただきます。

社会教育一般経費、下から2段目のスポーツ教室実施経費および最下段の一般体育施設管理経費の備品購入費につきましては、先ほどの中学校と同様に、青梅信用金庫からの指定寄附金を原資といたしまして、それぞれ幼児教室用の巧技台、それから市民センター用の柔道の畳、永山体育館用の卓球台、これらに充てて購入しようとする費用、合計84万7,000円を追加させていただこうとするものでございます。

次に、美術館管理経費および美術館施設整備経費につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金対象事業といたしまして、美術館監視カメラ一式の購入費、および散策路改修工事等にかかる工事費、合計758万3,000円を追加しようとするものでございます。

最後に、中央図書館管理運営経費につきましては、損害賠償請求調停事件にかかる弁護士報酬15万3,000円を追加しようとするものでございます。

以上、9月議会に上程されます予定の補正案件に関するご報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 社会教育一般経費の中に巧技台一式とありますが、これは何でしょうか。

【社会教育課長】 要するにいろいろな形にして、子どもさんが上ったり降りたりできるもので、組み立てていろいろな形に変えることができ、子どもさんのために幼児教育の中で、必要なところで組み立てて使っていただくという形になります。今、小曾木市民センターとかにはあるんですけども、今後今井に置く予定でございます。

【委員長】 よろしいですか。私も初めて聞きました。

【社会教育課長】 便利なものらしいです。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 平成20年度青梅市学校給食会会計決算について

【委員長】 続きまして報告事項3、平成20年度青梅市学校給食会会計決算について説明願います。

【給食センター所長】 平成20年度青梅市学校給食会会計決算についてご説明をさせていただきます。

この決算報告につきましては、青梅市学校給食会運営要綱第10項、「学校給食会の会計決算は、年度終了後2カ月以内に作成し、事業報告書とともに監事の意見を付し、理事会の承認を経て、教育委員会に報告しなければならない」との規定にもとづきまして、今回の教育委員会にご報告させていただきます。

まず、学校給食会監査および理事会の開催経過でございますが、監査および理事会を去る平成21年7月27日に開催いたしまして、平成20年度青梅市学校給食会事業報告と会計決算につきまして、監事および理事のご承認をいただいております。

監査では、決算書にもとづきご説明申し上げ、監事には学校給食会の収入・支出などの係数の検証と、学校給食会預金の残高証明書にもとづく預金通帳の残高につきまして、ご確認をいただきました。その結果、平成20年度青梅市学校給食会会計決算書は、青梅市学校給食会運営要綱並びに青梅市学校給食会会計事務要領に準拠して作成され、各帳簿等適正な処理がされていると認められました。さらにその後開催いたしました理事会においても、学校給食会会計決算について説明をさせていただき、ご審議の上、原案どおり承認されたところでございます。

以上が、学校給食会監査および理事会の経過報告でございます。

それでは、平成20年度青梅市学校給食会会計決算について、お手元にご配付をさせていただいております報告資料3、平成20年度青梅市学校給食会会計決算書にもとづき、ご説明をさせていただきます。

まず、収入の部でございますが、一番下の行、合計欄をご覧ください。調定額の総額が、左から

3列目にありますとおり、5億8,670万7,820円となりました。これに対しまして収入済額が、その右の欄にございます5億6,452万7,366円となりました。さらにその右の欄にありますとおり、333万3,776円を不納欠損処理させていただきました。その結果、右の欄にありますとおり、調定額から収入済額および不納欠損額を差し引いた収入未済額は1,884万6,678円となっているところでございます。

続きまして下の表、支出の部でございます。表の最下段の合計欄、右から3列目にありますとおり、支出済額は5億6,025万3,059円となりました。この結果、収入済額5億6,452万7,366円から、支出済額5億6,025万3,059円を差し引いた額427万4,307円が、一番下の欄外に記載してあります収入支出差引残高となりまして、この金額を翌年度に繰り越させていただくわけでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、平成20年度学校給食費学校別収入状況（現年度）をご覧ください。

この表は、各学校等の給食費の収入状況を示す表でございます。小学校の収入率は、表の中ほど小学校計の行、右から3列目にありますように99.21%。中学校につきましては、下から2行目の中学校計の行、右から3列目にありますように、収入率が98.81%となり、小・中学校全体では表の一番下の行のとおり、収入率は99.06%となったところでございます。

前年度と比較いたしますと、一番右の列のとおり、小学校は0.04ポイントの増加、一方中学校では0.18ポイントの減少、合計でも0.04ポイントの減少となったところでございます。

続きまして、次のページ、学校給食費未収繰越分年度別収入状況をご覧ください。表の右側、合計の欄、下から3行目にあります収入率は15.40%となり、前年度収入率11.54%に対し、3.86ポイント増となったところでございます。

続きまして、最後のページでございます。平成15年度分学校給食費収入未済額の年度別収入状況についてでございます。こちらは平成15年度分の収入未済額につきまして、平成20年度まで5年間にわたり徴収を続けてまいりましたが、最終的に320万7,263円が未収となり、5年間経過しているということで、不納欠損処理をさせていただいたものでございます。

なお、資料がなくて恐縮でございますが、給食会の監事から監査に際しまして意見書の提出がございました。この意見書では、2点の要望をいただいておりますので、口頭で報告させていただきます。

要望事項の1点目といたしましては、給食費の収入状況について、現年度収入率が対前年度比で0.04ポイント減少したこと、また未収繰越分については3.86ポイント増加をしていますが、各学校および給食センターが連携してより一層未収金回収に努められたい。2点目としては、給食物資購入に当たっては、引き続き青梅市学校給食用物資納入基準の適正な執行に努められたい。との意見書をいただいたところでございます。

以上で、平成20年度青梅市学校給食会会計決算につきましての報告とさせていただきます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

各学校、徴収に際してはご努力いただいて大変だろうとは思いますが、監査の方からもありましたように、より一層未収金を減らすようお願いしたいと思います。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

8 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録(学校給食センター)

(2) 事業等の実施予定について

ア 第44回青梅マラソン大会出場者募集要項について(体育課)

イ 第20回青梅市民スポーツ・レクリエーションフェスティバルについて(体育課)

(3) 事業等の実施結果について

ア 第43回東京都市町村総合体育大会の結果について(体育課)

【委員長】 続きまして報告事項4、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【体育課長】 一言ご説明を申し上げたいと思います。

諸報告の(2)事業等の実施予定でございます。青梅マラソンの開催要綱の色刷りのパンフが入っております。ことしはこのようなデザインで、これは募集用のポスターでございまして、インターネットその他の場面で全部やっていきたいというふうに思っております。なお、9月1日から11月30日までが申し込み期間で、来年の2月21日が青梅マラソンの開催になっております。また、当日、ジュニアロードレースということで、市内の小・中学生、また西多摩地域等の参加を求めて希望をとってまいりますので、その際には協力をお願いしたいと思います。

また、(3)の事業等の実施結果で、市町村の総合体育大会の実施結果でございます。7月4日から8月2日まで行われました大会で、男子が2位、女子が6位で、総合第2位という、東京都の市町村総合体育大会で優秀な成績をおさめられたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

日程第4 議案審議

議案第9号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に議案審議に移ります。議案第9号青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、を議題といたします。説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、お手元にご配付をさせていただきます。議案第9号、青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、ご説明をさせていただきます。

本審議会委員の任期は、青梅市立学校給食センター条例第3条第4項の規定により、2年間と

定められており、現在の運営審議会委員につきましては、平成21年8月31日をもって任期が満了となります。

つきましては、議案書に記載のとおり、教育委員ほか9名の方につきましては、青梅市立学校給食センター運営審議会委員を委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、先ほど申し上げました規定にもとづきまして、平成21年9月1日から平成23年8月31日までの2年間でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第9号青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

議案第10号 青梅市民会館条例施行規則等の一部を改正する規則について

【委員長】 次に、議案第10号青梅市民会館条例施行規則等の一部を改正する規則について、を議題といたします。説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 議案第10号青梅市民会館条例施行規則等の一部を会計する規則について、ご説明を申し上げます。

本案は、青梅市における公の施設の使用料減免に関する指針が制定されたことに伴い、社会教育関係施設における使用料減免規定の見直しを行い、あわせて施設の有効利用等の観点から使用申請手続に関する規定の整備を行うため、本規則の一部を改正しようとするものであります。

なお、本案につきましては、さきの第6回青梅市教育委員会臨時会において、青梅市民会館条例施行規則等の一部を改正する規則要綱についてご協議をいただきご決定をいただきました、青梅市民会館、青梅市図書館、青梅市釜の淵市民館、青梅市ふれあいセンター、青梅市総合体育館、青梅市体育施設、青梅市美術館の7条例施行規則を改正するものであります。

改正の内容につきましては、施設予約システムを利用した場合の使用申請手続、承認書の受領期間等の改正、使用料の減免に関する規定の改正、別表の記載方法・様式等、所要の規定の整備を行う改正であります。

なお、施行期日でございますが、すべての条例施行規則について公布の日とさせていただきます、経過措置として、改正後の各規則、すべての規定については、平成22年10月1日以後の各施設の使用について適用し、同日前の各施設の使用についてはなお従前の例によるということとしております。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それではこれより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第10号青梅市民会館条例施行規則等の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第11号 青梅市図書館 運営協議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案第11号青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、を議題といたします。説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 それでは中央図書館管理課から、議案第11号青梅市図書館運営協議会委員の委嘱につきまして、ご説明させていただきます。

委員の任期でございますが、2年の任期で、来る9月30日をもちまして、この任期が満了することに伴い、青梅市図書館条例第17条の規定にもとづきまして、標記の委員8名を新たに委嘱しようとするものです。

現在の委員数は7名でございますが、平成20年3月1日付けで青梅市図書館条例が改正され、委員数が8名以内となりましたので、今回新たに小学校校長会からご推薦いただきました委員1名を加え、委員総数を8名とさせていただきます。

なお、委員の任期は、平成21年10月1日から平成23年9月30日までの2年間です。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第11号青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

議案第12号 青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定について

【委員長】 次に、議案第12号青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定について、を議題といたします。説明をお願いいたします。

【体育課長】 議案第12号青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、青梅市立学校の開放に関する条例制定に伴いまして、条例の施行について必要な事項

を定めるため、本規則を制定しようとするものであります。

なお、本案はさきの第6回青梅市教育委員会臨時会で青梅市立学校の開放に関する条例施行規則要綱についてご協議いただき、ご決定をいただいております。この条例の施行規則を制定するものでございます。

制定の主な内容でございますが、簡単にご説明申し上げたいと思います。

施設の使用料の納入方法と減免規定の整備を新たに定めるほか、様式等の所要の規定の整備を行うものでございます。

使用料の納入方法につきましては、さきにもご説明申し上げましたが、回数券を事前に有料で交付し、この回数券を使用承認書の交付のときに添付していただく方法といたしました。回数券の交付につきましては、総合体育館、社会教育課、市民活動推進課、各市民センターで対応することとしております。

次に、使用料の減免規定でございますが、自治会、体育振興会および当該校のPTAを免除団体に規定したほかは、他の体育施設等と同様でございます。

なお、施行期日は公布の日とさせていただきます、経過措置として第7条第3項の使用料の納入、第8条の回数券の交付、第10条の使用取消しの申し出および第11条の還付に関する規定は、平成22年10月1日以後の開放施設の使用について適用することとしております。

また、現行の青梅市立学校の開放に関する規則は、廃止をします。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第12号青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定について、は原案どおり可決されました。

日程第5 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

【総務課長】 新型インフルエンザに関しまして、ご報告をさせていただきたいと存じます。

8月に入りまして、市内でもインフルエンザ患者が急増している状況にあるということでございます。昨日、8月25日(火)から2学期が始まる小・中学校があることを踏まえまして、8月21日(金)に開催いたしました校長会におきまして、お手元の事務連絡にありますように、2学期以降の新型インフルエンザへの対応につきまして、感染拡大の防止を徹底するため、適切な対応をお願いしたところでございます。

それでは、小・中学校長あてに作成いたしました8月21日付けの事務連絡につきまして、ご説明させていただきたいと存じます。

まず、記の1番でございますが、児童・生徒への指導ということで、児童・生徒に発熱等体調不良がある場合は、無理をせず登校を控えるよう指導するとともに、保護者にもその旨伝えるようお願いいたしました。また、インフルエンザ様の症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するよう勧め、医師の指示に従うよう指導をお願いしたところでございます。

このインフルエンザ様症状でございますが、下のアスタリスクのところにありますように、38度以上の急な発熱かつ急性呼吸器症状、いわゆる鼻汁もしくは鼻詰まり、咽頭痛、咳のうち一つ以上というようなことで、インフルエンザ様症状というふうについております。

そのほか、児童・生徒に対しまして、基本となります手洗い・うがい・咳エチケットを励行するよう、指導をお願いしたところでございます。

次に、学校における取組といたしまして、児童・生徒等の健康観察の徹底を図っていただき、患者の早期発見に努めていただくこと。また、原則として同一学級または部活動単位等になりまされども、同一集団におきまして7日以内にインフルエンザ様症状による2名以上の欠席者についての調査をお願いしてございます。これにつきましては、いわゆるクラスターサーベイランスという言葉で表現される調査でございます。この調査による欠席者につきまして、今回様式はつけておりませんが、新たに様式をつくりまして、毎日10時までにファックスで教育委員会の方に報告していただくということをお願いしてございます。総務課の方で情報を一元化いたしまして、クラスターサーベイランスに当たる場合には、総務課から西多摩保健所の方に連絡するという態勢をとらせていただくというところでございます。

一つ飛びまして、4の2学期始業日当日の対応でございます。学校では、保護者に対しまして、始業式当日の朝、児童・生徒等の健康チェックを行っていただき、熱や咳、咽頭痛等の症状があった場合には、無理をせず登校を控えるよう周知をお願いしたところでございます。

また、始業式当日朝、学級ごとに児童・生徒等の健康観察を行っていただき、インフルエンザ様症状のある児童・生徒等が登校していた場合は、速やかに保健室に移動させ、健康状態のチェックを行い、症状のある児童・生徒等が多く見られた場合には、学級ごとに始業式を行うなど、健康状態に応じた対応をお願いいたしました。

次に5の2学期以降の学校での対応でございます。集団感染が起きる可能性が学校は非常に高いということから、集団感染を防ぐため、児童・生徒等の健康観察に努めるとともに、基本であります手洗い・うがい・咳エチケットの励行をお願いする。また、学校活動におきまして、日ごろから健康観察の徹底を図り、体調不良者の早期発見に努めていただく。発熱等の症状が見られた場合は、速やかに保健室で健康状態のチェックを行い、下校させ、医療機関に受診させるなど、児童・生徒等の健康管理に万全を期していただきたい旨、お願いいたしました。

学級閉鎖につきましては、インフルエンザ様症状による欠席があった場合、現時点では従来からの学級閉鎖の基準、いわゆる大体クラスの15～20%ぐらいの欠席者が出た場合の学級閉鎖

ということですが、現在の段階ではこれで対応を行うということをお願いしてごさいます。

なお、児童・生徒が新型インフルエンザを発症した場合は、関係機関と協議した上での対応となることも想定されますので、その都度、相談をお願いしたところでごさいます。

次の6の家庭での対応につきましては、(1)から(4)までの内容を網羅した通知文等によりまして、保護者に通知をしていただくことをお願いしたところでごさいます。

最後の7、新型インフルエンザ発生時の各家庭への周知ですが、こういう場合に家庭にその旨を周知する際には、プライバシー等の問題もございまして、原案を教育委員会へ事前に送付いただきまして、その内容につきまして教育委員会では関係機関等と調整をさせていただき、その旨ご回答させていただくと、そのようなお願いを申し上げました。

家庭での対応につきまして、6番に記載がございまして、これにつきましてはもう一つの資料を配布させていただきましたが、青梅市教育委員会と各学校長の連名で、保護者の方に通知を出す場合の見本ということで作成をさせていただいております。2学期以降の新型インフルエンザ対応についてということで、保護者各位、記以下7項目にわたりますようお願いの文章、最後に問い合わせ先、これの見本ということで、各学校の方には送付させていただいたところでごさいます。

もう一点ですが、昨日、青梅市の感染症対策本部会議が開かれまして、健康課の方から市内医療機関におけるインフルエンザ患者の受診状況につきまして報告がございました。冒頭申し上げましたとおり、8月に入りまして非常にインフルエンザ様の症状で医療機関を受診する方がふえているというような状況がございまして、8月1日から22日までの3週間で、110人を超える方が医療機関を受診されておられるというような状況がございまして、そのうち、未就学児から高校生までが約60%を占めているという情報が、健康課の方から報告されたという状況がございまして。

インフルエンザに関する報告は以上でございまして。

【社会教育課長】 関連して。実は私どもの事業で、青少年リーダー講習会というのがありまして、宿泊を伴うものでした。8月20日から8月23日の予定で那須の方に行った件で、1人発症をいたしました。発症したのが8月21日(金)の晩でした。那須の方の指定医療機関にかかりましたら、新型インフルエンザ様症状、Aプラスという症状が出まして、その場でその研修を終了して、翌日の土曜日に連れ帰ったということと、参加している方の保護者の方に全部来ていただいて説明をさせていただきました。その参加者の中でお2人、新町小の生徒さんですけれども、同じクラスの生徒さんが発熱しまして、現在はもう既に5日たっておりますので、3名の方は熱が下がりがちで、一応通常の生活を送っています。ほかの参加者については、保健所等で指導を受けまして、1週間が潜伏期間ということですので、今うちの職員の対応で、毎朝参加者の発熱等の状況を調べています。現状では皆さん健康ということで、報告を受けております。

以上です。

【委員】 6月に予定されておりました修学旅行、今度そろそろ始まっているところもあるような

んですけども、そちらの方への対応はどのようになっていますか。

【指導室長】 6月の時点で延期をした学校が6校ありました。その学校につきましては、6月の半ば過ぎに行けた学校、それから8月の夏休み前に行った学校、それからつい最近行った学校があります。残りは3校になっていまして、9月1日からと9月の終わりの予定です。無事に行けるといいんですけども、かなりはやってしまって、いろいろな対応が考えられます。6月の時点では、逆にいえばインフルエンザのことでもって延期ができたんですけども、今度9月の時点で再延期という形になると、非常に難しい形になるのかなと。これは校長先生方も気になさっているところです。もし学校事情が許せて、再延期ということができれば、学校としては行かせたいし、私ども事務局の方としても、それをぜひ応援したいとは思っています。しかし、実質的な問題で、9月の終わりにだめなところというのは、もう受験がありますので、3月にかかるというところがあります。そういったことで、今、本当に祈るような気持ちでいるのは、9月の段階で、今度はもう京都・奈良が蔓延しているというのではなくなっています。自分たちが行けるかどうかという状況なので、広がらないような形。そして、もしも不幸にしてくださいだめだった場合には、その代替えとして例えば一泊の何かでも、子どもたちに最後の思い出をつくらせてあげることができないかということ、校長会の方でも考えているところです。

第一中学校、それから第三中学校、泉中学校なんですね。無事に何とか行けるように願っております。

【委員】 それと、保健室にインフルエンザの子どもが行くということになるんですけども、各学校の保健室に例えばマスクを用意してあるとか、手洗いの消毒液があるとか、そういったような配慮はされているのでしょうか。

【指導室長】 今回、例えばたくさん消毒液、それからマスクというものを用意したということはありませんけれども、保健室には学校用の石鹸ですとか、そういった消毒液がございます。マスクも非常に少ないものですが、あることはあります。ただ、ちょっとおかしいなと思った場合、まず行かせないのが基本なんですけれども、ご家庭の方でもある程度、1学期から用意しているので、そういうのを使うということがあると思うんです。有効に学校にあるものを丁寧に使っていく。それからマスクなどは各ご家庭でまず用意していただくようなことも必要になってくるかと思えます。

【委員長】 指導室長の立場で今お答えになりましたね。総務課長、今度は備品の整備といいますが、そういう立場でもしあればお願いします。

【総務課長】 基本的には、今、指導室長にお答えしていただいたというところですけども、いずれにしても学校配当の予算の中で対応をお願いしているところでございます。今後、学校が、まだ数校始業式に入ったところでございますけれども、急激な感染拡大ということになった場合には、検討をせざるを得ないという認識ではいるところでございます。

以上でございます。

【委員長】 それでは、この件についてはご報告を承ったということにさせていただきます。

今後の日程について、総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 今後の日程でございます。明日、8月27日(木) 東京都市町村教育委員会連合会の平成21年度第3回研修推進委員会第2回常任理事会が午後1時から東京自治会館で開催されます。委員にご出席をお願いしてございます。よろしくお願いいたします。

次に、9月18日(金)教育委員会の臨時会を予定させていただいております。よろしくお願いいたします。

その次、10月8日(木)教育委員会の定例会を予定させていただいております。こちらにつきましてもよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員